

河南町と千早赤阪村の森林事業連携協定書

河南町と千早赤阪村（以下「両自治体」という。）は、豊かな森林環境（資源）を活かして森林事業の実施や他自治体向けに森林環境譲与税活用提案を連携して行うこと（以下「本事業等」という。）で、森林の大切さを両自治体や府内都市部の他自治体の住民に広く周知すること等を目指して協定書を締結する。

（目的及び連携事項）

第1条 この協定は、隣接する両自治体が相互の使命と責任を果たしつつ、本事業等における連携を図ることにより、林業振興及び木材利用の促進や普及啓発等を図り、おおさか河内材の利用促進及び森林資源を活かした事業が展開され、都市部における森林に対する理解の醸成を目的とする。

2 本協定における連携事項については、随時、相互に協議して決定するものとする。

（有効期間）

第2条 この協定書の有効期間は、令和4年3月末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の3か月前までに、両自治体のいずれからも書面をもってこの協定書の改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両自治体で協議するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成して、両自治体記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年5月17日

河南町
町長

森田昌吾

千早赤阪村
村長

南本翁